ご協力いただいた寄付金は
これらの事業に活用させていただきます

集いの場、ふれあいの場へ

世代や障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる「共生型サロン」や子どもたちの健やかな育ちを支援するために、地域における子どもの居場所づくり事業を推進しています。

共生型サロン
子どもの居場所づくり

ボランティア団体へ

ボランティアグループや個人の活動のサポート、情報交換や啓蒙、親睦を図るために活動している「市原市ボランティア連絡協議会」へ助成しています。

夏休み親子体験教室

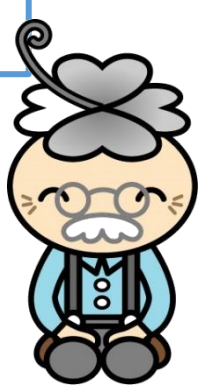

住民同士の助け合い活動へ

住民参加・住民主体による支え合い・助け合い活動における「住民参加型在宅福祉サービス」を実施している地区に対し、車両貸与を行っています。

地区社協車両
貸与事業

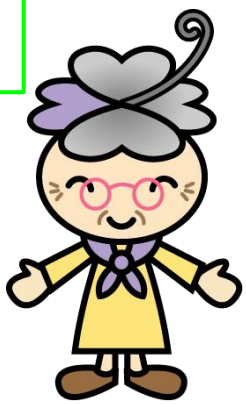

地域で活動されているみなさまへ

地域福祉活動に関する情報交換や連絡調整及び地域福祉推進のあり方について検討・協議することを目的に連絡会議を開催しています。また、市内１２地区に設置されている地区社会福祉協議会の活動拠点整備、維持管理費用、事務局運営経費として助成しています。

地区社協連絡会
小域福祉ネットワーク連絡会
地区社協拠点等整備事業

所得税及び法人税の控除が受けられます

1　個人の場合（所得税の寄付金控除額の算出方法）

〈 寄付金控除額＝次のいずれかの少ない方の金額－２千円 〉
① その年に支出した特定寄付金の額の合計額
② その年の総所得金額等の 40%相当額
※「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

2　法人の場合（損金算入限度額の計算）

① 資本基準額	期末資本金等の額×その事業年度の月数／12×2.5／1,000
② 所得基準額	(その事業年度の所得金額(別表４仮計の金額)＋支出寄付金総額)×2.5／100
(①＋②)×1/4	

※詳しくは税務署へお問合せください。

寄附金の流れ

皆さまからご協力いただいたご寄付

社会福祉協議会

社会福祉基金へ積立

社会福祉基金
（国債等の有価証券、定期預金等）

利息

原資取崩し

次年度事業費
として繰入

次年度事業費
として繰入

事業費
（社会福祉基金運用事業）

皆さまからいただきましたご寄付は、貴重な財源として
地域福祉の推進に役立たせていただきます。